

加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会

検討項目

- (1) 現行の加工食品の原料原産地表示制度や取組の検証
- (2) 加工食品の原料原産地表示の拡大に向けた具体的な方策
- (3) その他

スケジュール

平成28年秋を目途に中間的な取りまとめを行う

構成員

池戸 重信	宮城大学 名誉教授(座長代理)
櫛 友彦	日本チェーンストア協会 食品委員会 委員
市川 まりこ	食のコミュニケーション円卓会議 代表
岩岡 宏保	一般社団法人全国消費者団体連絡会 共同代表
金井 健	全国農業協同組合中央会 常務理事
近藤 康二	公益社団法人中央畜産会 常務理事
齊藤 秀樹	公益財団法人全国老人クラブ連合会 常務理事
鈴木 忠	日本園芸農業協同組合連合会 専務理事
田熊 元彦	株式会社伊藤園 生産本部 副本部長 執行役員
武石 徹	一般財団法人食品産業センター 企画調査部 部長
竹内 淑恵	法政大学 経営学部 教授
富松 徹	味の素株式会社 品質保証部 品質保証推進グループ長
永田 裕子	公益社団法人全国消費生活相談員協会 食の研究会 副代表
長屋 信博	全国漁業協同組合連合会 代表理事専務
夏目 智子	全国地域婦人団体連絡協議会 幹事
毛利 嘉宏	株式会社野菜くらぶ 専務取締役
森光 康次郎	お茶の水女子大学大学院 教授 (座長)

今後のスケジュール

28年1月

第1回(1月29日)

- 加工食品の原料原産地表示制度をめぐる事情
- 今後の進め方等について

第2回(3月1日)、第3回(3月31日)、第4回(4月27日)、第5回(6月13日)

- 過去の検討における論点・課題について
- 関係者ヒアリング(消費者、生産者、事業者)
- 各種調査結果の報告
- これまでの意見の取りまとめ

第6回以降

- 取りまとめに向けた議論

28年秋目途

中間的な取りまとめ

過去の検討における論点・課題

論点1 原料原産地表示の目的

- ・ 原料原産地表示は、消費者が食品を購入する際の合理的判断に資するために、消費者への正確な情報提供を行うもの。表示により安全を担保するものではない。

論点2 国際整合性

- ・ 国際的ルール（TBT協定、コーデックス規格）との関係。

論点3 表示対象品目

- ・ 平成13年の制度創設以来、加工食品の義務表示対象品目は随時増加。現在、22食品群と個別の4品目。

論点4 任意表示

- ・ 現在、義務表示とは別に、ガイドライン等に基づく自主的な表示も行われている。

論点5 表示の実行可能性

- ・ 食品事業者が表示を行う際の困難さや問題点。

【参考】 消費者基本計画、食料・農業・農村基本計画

消費者基本計画（抜粋） （平成27年3月24日閣議決定）

第4章 5年間で取り組むべき施策の内容 2 表示の充実と信頼の確保

(3) 食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用

平成25年6月、従来の食品衛生法(昭和22年法律第233号)、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)及び健康増進法(平成14年法律第103号)に規定されていた食品の表示に関する規定を一元化する食品表示法が成立し、平成27年4月より施行することとしている。

同法に基づく新たな食品表示制度について、消費者、事業者等への普及啓発を行い、円滑な施行とその定着を図るとともに、インターネット販売等における食品表示、加工食品の原料原産地表示、食品添加物表示、遺伝子組換え表示の在り方などの個別課題について順次実態を踏まえた検討を行う。

(以下略)

食料・農業・農村基本計画（抜粋） （平成27年3月31日閣議決定）

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 食料の安定供給の確保に関する施策

(1) 国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保

② 食品表示情報の充実や適切な表示等を通じた食品に対する消費者の信頼の確保

食品表示に関する規定を一元化した「食品表示法」(平成25年法律第70号)の下、関係府省の連携を強化して立入検査等の執行業務を実施するとともに、産地判別等への科学的な分析手法の活用等により、効果的かつ効率的な監視を実施し、食品表示の適正化を担保する。また、消費者が適切に食品を選択するための機会の確保や、消費者の需要に即した食品の生産の振興に資するよう、加工食品の原料原産地表示について、実行可能性を確保しつつ拡大に向けて検討する。

(以下略)

【参考】 総合的なTPP関連政策大綱(消費者庁施策関係部分抜粋)

(平成27年11月25日TPP総合対策本部決定)

II TPP関連政策の目標

3 分野別施策展開

(2)食の安全・安心

TPP協定により、我が国の食品の安全・安心が脅かされることはないが、我が国への海外からの輸入食品の増加が見込まれることから、引き続き、国際基準や科学的な根拠を踏まえ、リスクコミュニケーション推進も含めた必要な措置を適切に実施する。

- 原料原産地表示について、実行可能性を確保しつつ、拡大に向けた検討を行う。

(4)その他

- ISDSをはじめとする国際紛争への対応強化、海外事業者とのトラブルに係る消費者支援、環境と貿易の両立を進める。

IV 政策大綱実現に向けた主要施策

3 分野別施策展開

(2)食の安全・安心

- 食品安全に関する情報提供等
(食品安全に関するリスクコミュニケーション、加工食品の原料原産地表示の拡大の検討)

【参考】 日本再興戦略2016、経済財政運営と改革の基本方針2016

日本再興戦略2016（抜粋） （平成28年6月2日閣議決定）

第2 具体的施策

I 新たな有望成長市場の創出、ローカルアベノミクスの深化等

3. 攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化

(2) 新たに講ずべき具体的施策

ii) 国内バリューチェーンの連結

④ ブランド力を発揮するための環境整備等

・農林漁業者が、自らのブランド力を生かし、国内・国外の競合産地と適正に競争できるよう、また、消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保に資するよう、原料原産地表示について、全ての加工食品への導入に向け、実行可能な方策について検討を進める。

（以下略）

経済財政運営と改革の基本方針2016（抜粋） ～600兆円経済への道筋～ （平成28年6月2日閣議決定）

第2章 成長と分配の好循環の実現

2. 成長戦略の加速等

(2) 新たな有望成長市場の創出・拡大

⑥ 攻めの農林水産業の展開

（略）また、成長産業化を一層進めるため、生産者の所得向上につながる生産資材（飼料、機械、肥料等）価格形成の仕組みの見直し、生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立、全ての加工食品の原料原産地表示、チェックオフ制度の導入を検討する。

（以下略）

現行の食品の産地表示

- 食品表示法に基づく食品表示基準により、消費者が購入する食品に表示を義務付け。
- 生鮮食品には「原産地」を表示。加工食品については、国内製造品の一部には「原料原産地名」、輸入品は「原産国名」を表示。
- 外食については、産地表示を含め表示の義務付けがない。

生鮮食品 (義務表示事項)

名称、**原産地** 等



国内製造品にあつては、原産国名「国産」と表示する義務はない。

加工食品(義務表示事項)

名称、原材料名、添加物、内容量、賞味期限、保存方法、製造業者名及び住所 等
上記に加えて、国内製造品の一部には、**原料原産地名**。輸入品には、**原産国名** 等

国内で製造したもの

輸入品

原料原産地表示の 義務があるもの

原料原産地表示の 義務がないもの

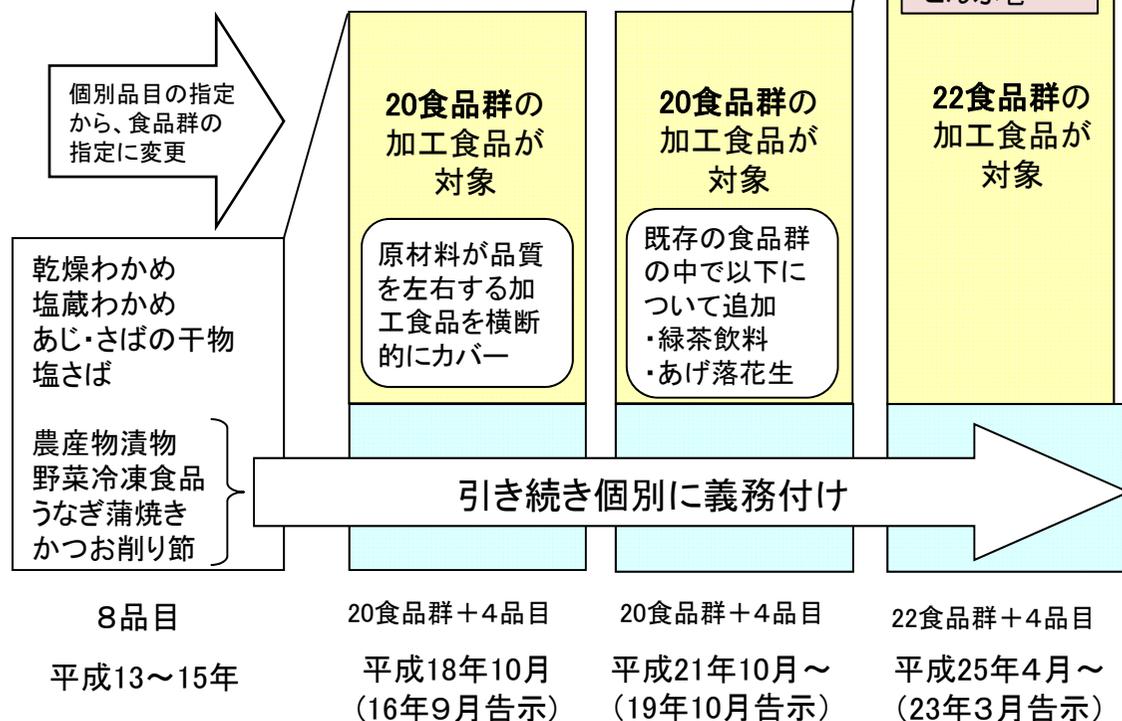
名 称 味付けカルビ
原 材 料 名 **牛肉(〇〇産)**、醤油、砂糖、
みりん、にんにく
調味料(アミノ酸等)
内 容 量 100g
賞 味 期 限 〇〇, 〇〇, 〇〇
保 存 方 法 要冷蔵、10℃以下に保存
製 造 者 株式会社〇〇
東京都千代田区△△

名 称 ぎょうざ
原 材 料 名 野菜(キャベツ、はくさい、に
ら、長ねぎ、しょうが、にんに
く)、豚肉、しょうゆ、でん粉、
砂糖、オイスターソース、ご
ま油、食塩、香辛料、皮(小
麦粉、でん粉、大豆油、粉末
状、植物性たん白、米粉、食
塩)
調味料(アミノ酸等)、乳化剤
内 容 量 560g
賞 味 期 限 平成〇〇年〇〇月〇〇日
保 存 方 法 直射日光・高温多湿をお避
けください。
製 造 者 株式会社〇〇
東京都千代田区△△

名 称 ぎょうざ
原 材 料 名 野菜(キャベツ、はくさい、に
ら、長ねぎ、しょうが、にんに
く)、豚肉、しょうゆ、でん粉、
砂糖、オイスターソース、ご
ま油、食塩、香辛料、皮(小
麦粉、でん粉、大豆油、粉末
状、植物性たん白、米粉、食
塩)
調味料(アミノ酸等)、乳化剤
内 容 量 560g
賞 味 期 限 平成〇〇年〇〇月〇〇日
保 存 方 法 直射日光・高温多湿をお避
けください。
原 産 国 名 **〇〇**
輸 入 者 株式会社〇〇
東京都千代田区△△

原料原産地表示対象品目拡大の推移

○ これまで、22食品群及び4品目に原料原産地表示が義務付けられている。



※22食品群

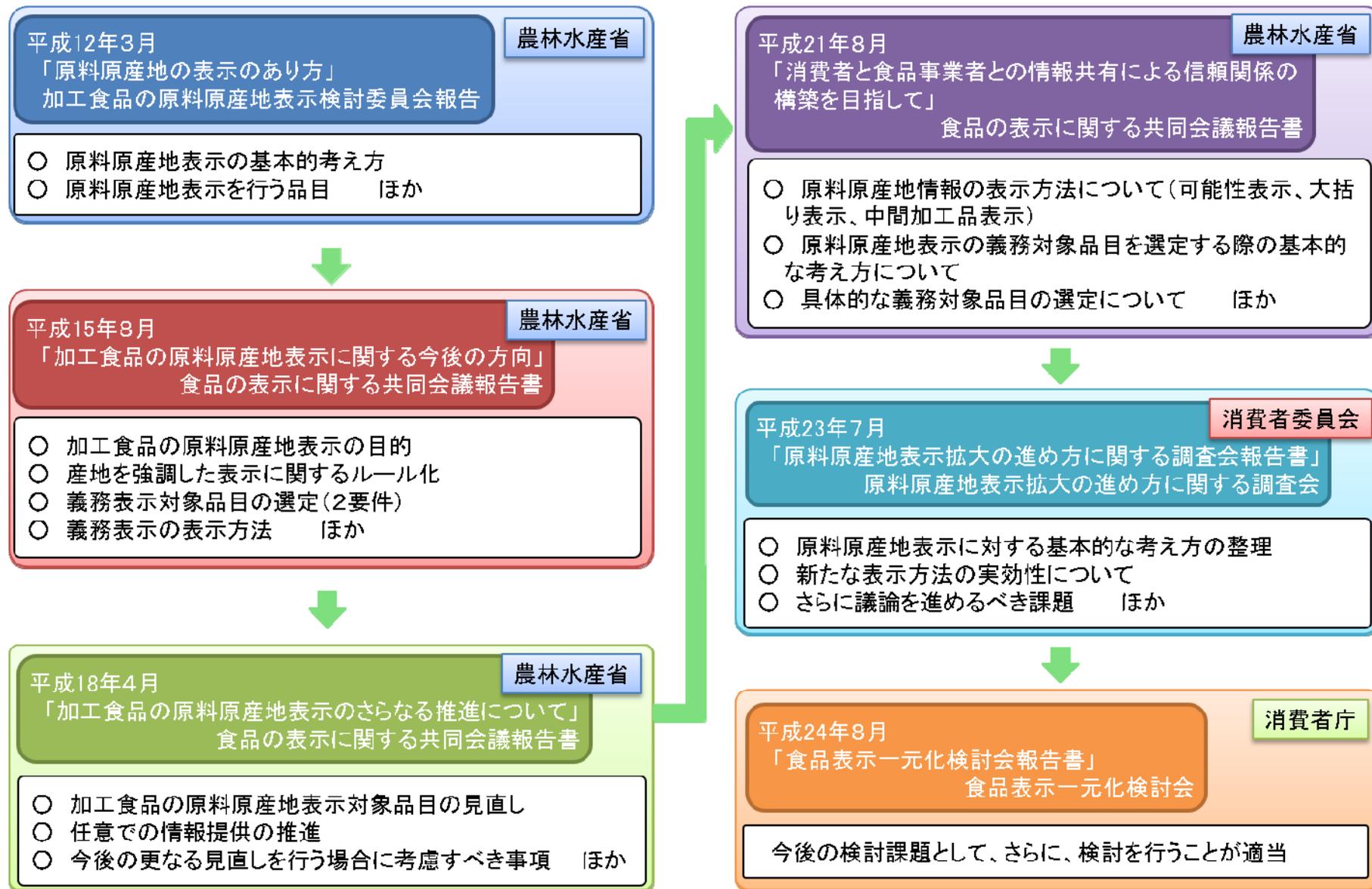
1. 乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実
2. 塩蔵したきのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実
3. ゆで、又は蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん
4. 異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実その他野菜、果実及びきのこ類を異種混合したもの
5. 緑茶及び緑茶飲料
(平成21年10月追加)
6. もち
7. いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類
(平成21年10月追加)
8. 黒糖及び黒糖加工品 (平成25年4月追加)
9. こんにやく
10. 調味した食肉
11. ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵
12. 表面をあぶった食肉
13. フライ種として衣を付けた食肉
14. 合挽肉その他異種混合した食肉
15. 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類
16. 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類
17. 調味した魚介類及び海藻類
18. こんぶ巻 (平成25年4月追加)
19. ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類
20. 表面をあぶった魚介類
21. フライ種として衣をつけた魚介類
22. 4又は14に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの

※22食品群については、日本標準商品分類(総務省)の分類を参考に制定

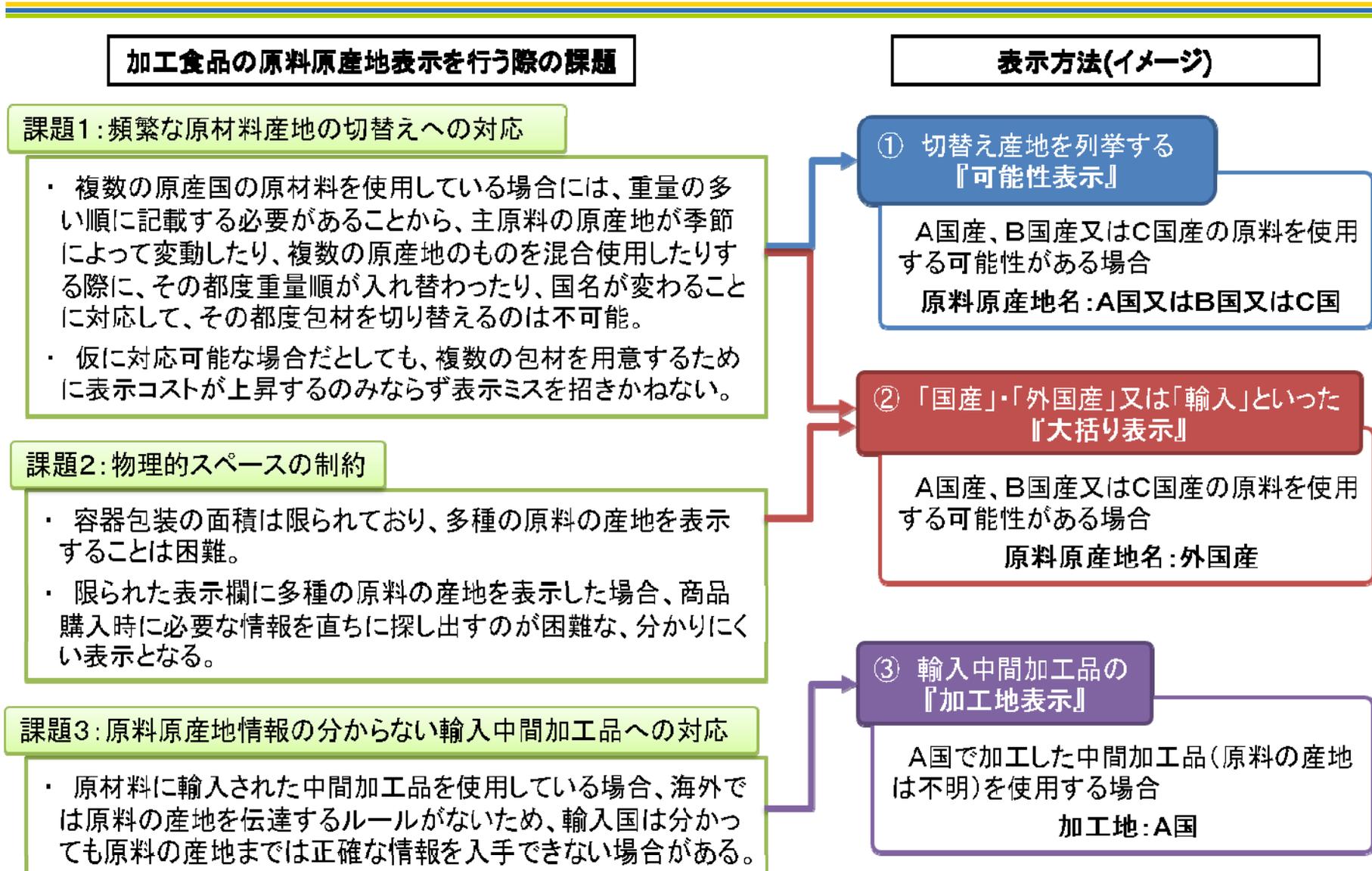
(義務対象品目の選定要件)

- ① 原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般的に認識されている品目のうち、
- ② 製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品

【参考】これまでの原料原産地表示制度に関する検討会等(報告概要)



原料原産地表示を行う際の課題と表示方法



平成21年8月食品の表示に関する共同会議報告書「消費者と食品事業者との情報共有による信頼関係の構築を目指して」を基に作成

1 原料原産地表示の意義①

- 原料原産地表示は、消費者の選択のための制度であり、消費者の知る権利の保障の観点から検討すべき。
- 消費者は表示による情報を信頼して食品を選択しており、消費者の自主的かつ合理的な選択のため、表示を拡大して情報を開示すべき。
- 義務化だけでなく、ウェブサイトの活用やお客様相談窓口での対応など事業者の自主的取組も進めて、実際に消費者が選択しやすくすべき。
- 義務化というとできないところも含めてだと難しい問題はあるが、できるところから始める事業者団体の努力も含めれば、一定程度の方向性は見えてくる。
- 原料原産地表示の拡大に伴うコスト増や、情報量過多などの消費者の不利益や、消費者ニーズについて考慮が必要。
- 表示がなくとも安価な海外からの農産物を利用した少しでも安い加工食品を必要としている消費者などへの配慮が必要。

1 原料原産地表示の意義②

- 生産者は高品質な農産物生産に取り組んでおり、その品質の良さを正確に情報提供して消費者に適正に判断して選択してもらえるようにするため、原料原産地表示は必要。
- 自主的に原料原産地を表示していても、他の商品で表示がなければ、消費者に合理的に選択してもらえない。消費者の合理的選択に資する観点から、義務化は必要。
- 自分が作った農畜水産物がどこでどういう形で売られているかがわかることは、生産者の生産意欲、モチベーションの上昇につながる。
- 正確な情報提供を行わないと風評被害が発生しやすいという生産実態への考慮が必要。
- 食の安全性の確保は、原料原産地表示制度と別の枠組みで担保すべき。
- 過剰な規制となって国内産業の空洞化、企業活動の萎縮・停滞、国産農水産物の販路縮小を招かないようにすべき。
- 中小企業も含めた食品産業全体がきちんと表示できる制度とすべき。
- 原産地表示違反には直罰規定が適用され、中小企業を含めた事業者には大きな影響を与えることに留意が必要。
- 実際に事業者の自主的努力により消費者への様々な情報開示が行われており、実際に表示が拡大して、消費者が選択しやすくなることが大事。

2 原料原産地表示の方法①

(1) 国別表示の方法

- 原料の原産国の頻繁な切替えがある場合にどう表示するのか、表示スペースの確保、包装材・原料管理の費用、消費者のコスト負担などの課題をクリアすることが必要。
- 単純な表示ミスを原因とした自主回収が増加し、食品ロスの問題を生じるおそれがある。

2 原料原産地表示の方法②

(2) 新たな表示方法(可能性表示、大括り表示、中間加工地表示)

- 事業者調査(第3回資料2)の結果を踏まえ、実行可能性について一步進んだ議論をすべき。
- 大括り表示については、技術的に難しい面はあるかもしれないが、実行可能性の確保につながる期待が持てる。
- 原料原産地表示は原料の重量が上位2位までにすべき。ただし、表示方法は国産品か輸入品かが区分されていればよい。また、大括り表示と併せて、ウェブサイト等で確認できる仕組みがあれば、消費者にとっても有用。
- 可能性表示については、使用していない国も表示されるため、消費者の誤認等につながるものであり反対。
- 大括り表示については、特定の国を知りたいというニーズに応えておらず、消費者の知りたい情報が疑問。
- 大括り表示については、「国内産・外国産」、「外国産・国内産」、「外国産」であっても頻繁な配合変更により表示変更はありえるため実行可能性は低い。国内産原材料の需要がかえって減少する可能性。
- 輸入中間加工品の生鮮原料の産地表示は、海外原材料メーカーが原料原産地情報を持たないことが多いため義務化は困難。
- 文字のポイントの拡大や商品への直接表示以外の方法(QRコードの活用等)についても検討すべき。

3 原料原産地表示の対象品目

- 消費者への的確な情報提供や事業者の公正な競争の確保のため、基本的に全品目を対象に検討すべき。
- 実行可能性は必要であるが、50%要件等を撤廃して、原則として全ての加工食品について原産地表示を義務付けることとした上で、例外を考えるべき。
- 現行の義務対象品目の選定要件である2要件は、分かりにくいいため見直しが必要。
- 品質要件を含め、現行2要件の基本的考え方は維持した上で、消費者の要望や実行可能性を考慮して拡大を検討すべき。
- おにぎり等の海苔は、消費者の関心が高く、実行可能性の面でも問題が少ないなどのことから、義務付けを行うべき。
- 冠食材の原料原産地表示を義務付けるべき。

4 その他

- 国際整合性にも配慮し、自由貿易を阻害する過度の国内規制とならないようにすべき。
- 事業者による自主的(任意)表示は、消費者の要望に柔軟に対応できる手法であり、検討を進めるべき。
- 任意表示だけで消費者の要望に十分応えられるのか疑問。
- 外食やインスタ加工などの表示義務付けも課題。
- 加工食品の原料原産地表示を担保するトレーサビリティを検討すべき。
- 国産の農畜水産物に対する消費者の認知度向上や国産品の利用拡大のため、現行の強調表示制度やインターネット等を活用した情報提供、GI制度の活用等の取組やブランド化を推進すべき。
- 生産者は、表示に頼らずに生産性を上げて、原料農畜水産物の安定的生産や品質向上を行うことが必要。
- 国産原料の供給量は不安定で、頻繁な表示変更が発生するおそれがある。
- 実行可能性については、実行できないからといって諦めるのではなく、いかに課題を乗り越えていくかを議論すべき。